

(趣旨)

第1条 この規則は、根室市表彰条例（昭和52年根室市条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(表彰の基準)

第2条 条例第3条各号の規定により表彰する場合の基準は、別表に掲げるところによる。ただし開基及び市制施行記念式典等での特別表彰に関する基準は、その都度市長が別に定めるものとする。

2 表彰の基準日は、毎年4月1日現在とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(年数の計算)

第3条 前条の年数は、次の各号により計算する。

- (1) 1月に満たない端数は1月とする。
- (2) 在職年数の中断は、中断期間を除き通算する。
- (3) 前後の職を異にしたときは、当該各年数の比例をもつてこれを通算する。

(功労者等の待遇)

第4条 根室市功労者等に対しては、次の待遇をする。

- (1) 根室市功労者は、市の行う記念式典等の行事に招待する。
- (2) 根室市功労者が死亡したときは、弔詞その他を供するものとする。
- (3) 根室市貢献賞受賞者が死亡したときは、次の表に掲げる区分に従い、それぞれ同表に掲げる弔詞等を供するものとする。

区分	弔詞等
自治貢献賞	弔詞及び献花
社会貢献賞	弔詞及び献花
産業貢献賞	弔詞及び献花
教育貢献賞	弔詞及び献花
善行賞	弔詞及び献花、又は献花

(寄付による感謝状の授与)

第5条 条例第10条第1項第1号の規定による感謝状の授与は、公益のため1件につき、個人は10万円以上50万円未満、団体は30万円以上200万円未満の私財を寄付したものとする。

別表

条例第3条第1号に基づく表彰基準

表彰の種類	基準
<p>功労者表彰</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 医師・歯科医師として15年以上従事した者 2 市長、市議会議長並びに商工会議所会頭の職に5年以上在職した者、ただし、その候補者が対象となる公職に在職中のときは、その職を終えた後に、これを行うものとする。 3 執行機関又は地方自治法第138条の4第3項及び地方公営企業法第14条の規定により設置された附属機関の委員長の職に8年以上在職した者、ただし、その候補者が対象となる公職に在職中のときは、その職を終えた後に、これを行うものとする。 4 消防団長を10年以上在職した者、ただし、その候補者が対象となる公職に在職中のときは、その職を終えた後に、これを行うものとする。 5 開基及び市政施行記念式典等での特別表彰受賞者のうち、他団体・協議会等の役員等を複数務められ、市の行政、経済、社会、文化等の発展に尽力又は貢献した者 6 各貢献賞受賞者及び当該年度各貢献賞受賞候補者（それぞれ自治貢献2号を除く）のうち、他団体・協議会等の役員等を複数務められ、かつ、他分野（自治・社会・産業・教育）での長職を歴任されるなど市の行政、経済、社会、文化等の発展に複数の分野で尽力又は貢献した者、ただし、職を辞した者については、根室市在住に限る。 7 条例第6条第1項に規定する審議会において、市政の進展に寄与した者が「特に顕著である」と認められた者

条例第3条第2号に基づく表彰基準

表彰の種類	基準
自治貢献賞	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会議員で満12年以上その職にあつた者 2 法令等に基づく委員会の委員で満12年以上その職にあつた者 3 副市長・助役及び収入役で満12年以上その職にあつた者 4 その他市政の発展に寄与した者
社会貢献賞	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉事業の発展に功績のあつたもの 2 町会長として15年以上その職にあつた者及び民生の安定に功績のあつたもの 3 薬剤師として満17年以上及び看護師・保健師・助産師として20年以上保健衛生業務に従事して功績のあつた者 4 社会福祉施設等に満30年以上勤務し、成績優良な者 5 人の好まないような環境又は危険性の高い環境において、満30年以上職務に従事した者
産業貢献賞	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林・水産業の発展に功績のあつたもの 2 商工業・建設業の発展に功績のあつたもの 3 産業技術の改良・改善等に功績のあつたもの 4 農林・水産業、商工業、建設業等に満30年以上従事し、優れた技能を通じ斯界の発展に寄与した者
教育貢献賞	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼児教育、学校教育又は社会教育の振興発展に功績のあつたもの 2 体育の振興発展に功績のあつたもの
善行賞	<ol style="list-style-type: none"> 1 自己の生命の危険をかえりみず防災人命救助等に尽力した者 2 公益のため、1件につき個人は50万円以上、団体は200万円以上の私財を寄附したものの又は公益のため、10年以上にわたり通算で個人は50万円以上、団体は200万円以上の私財を寄附したもの 3 市民の模範となるような善行又は努力をした者

備考 国の叙勲・褒章、大臣表彰及び北海道貢献賞等を受章した者は、本基準にかかわらず表彰の対象者とすることができる。

条例第3条第3号に基づく表彰基準

表彰の種類	基準
納税表彰	1 永年にわたり市税を納期限内に完納し、かつ、納税施設の改善及び納税思想の向上について、成績優秀な納税貯蓄組合 2 納税貯蓄組合の設立及び育成指導等納税思想の啓発に貢献した者 3 納税施設の改善又は納税思想の向上に努力し、その功績が顕著なもの
中小企業勤労者永年勤続表彰	年令35才以上で、表彰日現在中小企業の同一事業所に引続き満20年以上勤務し、勤労意欲が旺盛で実行力があり、研究心に富み、他の模範となる者
道路愛護事業優良団体等表彰	1 多年にわたり道路愛護について、功績が顕著である道路愛護団体 2 道路愛護の業績が特に他の模範となる道路愛護団体 3 道路愛護団体の結成及び道路愛護事業の遂行に努力したもの 4 道路愛護のため献身的な奉仕に努め他の模範となるもの
卓越技能者表彰	年令40才以上で、同一職種に満15年以上実務経験を有する者のうち、次の各号の一に該当する者 (1) 現に技能職に従事している者で、技能が特にすぐれ、功績が顕著で他の模範となる者 (2) 技能を通じて、作業の改善に尽力し、生産性の向上に貢献した者 (3) 技能を通じて、後進の指導に尽力し、技能水準の向上に著しい功績をしたもの
漁船員永年勤続表彰	市内に住所を有している年令50才以上の漁船員で、勤労意欲が旺盛で実行力があり、他の模範となる者のうち、次の各号の一に該当する者 (1) 総トン数5トン以上の漁船に20年以上乗船している者 (2) 総トン数1トン以上5トン未満の漁船に30年以上乗船している者
交通安全実践者表彰	年令50才以上で、市交通安全推進員又は市交通安全指導員として満15年以上その職にあつた者で、次の各号の一に該当する者 (1) 交通安全の実践活動と地域住民の交通安全思想の普及に貢献した者 (2) 交通事故防止に対する行動意欲が旺盛で実行力があり、その功績が顕著で他の模範となる者